



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*57 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

(港湾空港課) 1

規 則

和歌山県規則第57号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則（昭和32年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表1」を「別表第1」に改める。

第7条の2中「別表1」を「別表第1」に、「別表2」を「別表第2」に改める。

第7条の8の見出しを「（立入検査員証明書）」に改め、同条中「身分証明書」を「立入検査員証明書」に改める。

第11条中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第13条中「別表第1注8」の次に「及び別表第2備考2」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

区分		港湾名	施設名	場所
浮桟橋方式によるもの	1級	和歌山下津港	築港小型船舶係留施設	和歌山市築港一丁目地先
	2級	和歌山下津港	西浜小型船舶係留施設	和歌山市西浜地先
浮桟橋方式以外の方式によるもの	1級	和歌山下津港	湊第一小型船舶係留施設	和歌山市湊地先
			久保丁小型船舶係留施設	和歌山市久保丁地先
2級	和歌山下津港		湊本町小型船舶係留施設	和歌山市湊本町三丁目地先
			材木丁小型船舶係留施設	和歌山市材木丁地先
			琴ノ浦小型船舶係留施設	和歌山市毛見地先
			大浦左岸小型船舶係留施設	和歌山市西浜地先
			西脇小型船舶係留施設	和歌山市西脇地先

別記第14号様式（表）中「身分証明書」を「立入検査員証明書」に、「立入調査」を「立入検査」に、「出来る」を「できる」に改める。

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。